

観光統計データに係るダッシュボード作成等業務委託仕様書

1 業務の目的

本県では、市町・DMO 等における EBPM(Evidence Based Policy Making:データ等の合理的根拠に基づいた政策立案)の推進を目的として、三重県のような観光統計データを分析しやすい形で視覚化し、市町・DMO 等が活用できるように Web サイト「三重県観光統計データ」(<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/index.html>)を公開・運用している。

データの活用にあたっては、データが最新であることが重要であるが、データソースへの最新データの追加作業がマニュアル化されていないことから、職員が Tableau ダッシュボードの更新をすることが困難であるという課題がある。

また、有益な観光統計データが網羅されている必要があるものの、インバウンド消費動向調査をはじめとした、EBPM を推進するうえで重要となる統計データの Tableau ダッシュボードを公開できていないという課題もある。

本事業は、これらの課題を解決するべく、今後の Tableau ダッシュボードの更新作業を内製化するとともに、サイトで公開する観光統計データの追加を目的とする。

2 契約期間

契約日から令和7年3月26日(水)まで

3 業務内容

業務(特に(1))を実施するにあたっては、ユーザーにとっても管理する側にとっても「見やすく、分かりやすく、使いやすい」視点を重視すること。

(1) Tableau ダッシュボード整備業務

① Tableau ダッシュボード等新規作成業務

以下に示す(i)~(v)の統計データについて、県・市町・DMO 等が EBPM を推進するにあたって活用できるような Tableau ダッシュボードを作成すること。作成する Tableau ダッシュボード案については、企画提案書において提示すること。

※今後もデータの追加が想定される Tableau ダッシュボードについては、職員自身がデータソースにデータを追加し、ダッシュボードに最新のデータが常に表示されるような手法をとること。手法については、マクロの活用等、様々なものが想定されるが、可能な限り簡易な手法を提案し、手順のマニュアルを作成すること。

(i) インバウンド消費動向調査データ(観光庁)

※調査票情報を含む

(期間)

2019年年間集計表から2024年7-9月期まで

(データ取得方法)

観光庁ホームページから取得すること

調査票情報については、契約締結後に県から提供予定

(ii)長期休暇(ゴールデンウィーク・夏休み・正月三が日)の

観光入込客数データ

ゴールデンウィーク・夏休み・正月三が日の長期休暇に本県が取得している
県内主要24施設の入込客数データ

(期間)

ゴールデンウィーク:2019年から2024年まで

夏休み:2019年から2024年まで

正月三が日:2019年から2025年まで

(データ取得方法)

県ホームページのデータを参照すること

(iii)域内調達率データ

本県が今年度実施している「観光産業の経済構造調査(※現在実施中の調査)」により算出する観光産業の域内調達率データ

※本調査の調査票については、本公告の日から令和6年11月27日(水)までに、調査票の提供希望について申し出た企画提案コンペ参加希望者に対し、随時交付する。

(データ取得方法)

2月中旬頃を目途に提供予定

(iv)三重県内宿泊施設の従業員アンケート

本県が令和5、6年度に実施するアンケート調査。令和5年度では、宿泊施設の従業員を対象に、従業員の属性(年代・雇用形態・勤続年数)、勤務先の宿泊施設の属性(地域・施設タイプ・規模)、従事する業務等の基本情報及び現在の職場に対する満足度について調査を実施。

なお、本年度は、調査対象や設問を一部変更して実施予定である。

(データ取得方法)

令和5年度、令和6年度のデータを1月末までに提供予定

(v)県内施設入込客数月次データ

本県では、令和7年度から、県内主要24施設(※予定)を対象に入込客数の月次データを取得し、Tableau のダッシュボード形式で毎月公表する予定としている。

※当該データについては、データの取得が令和7年度以降になることから、ダッシュボード化するためのデータソースの枠組みまでを作成すること。

②公開済みダッシュボードの更新内製化業務

「三重県観光統計データ」サイトにおいて公開している「観光レクリエーション入込客数推計書」について、職員自身でデータソースにデータを追加することを想定して Tableau ダッシュボードを作成していないことから、データの更新ができていないという課題がある。

以上の課題について、「観光レクリエーション入込客数推計書」の Tableau ダッシュボードについて、現在のデータソースの構成を確認し、令和5年のデータを追加すること。また、今後、職員自身がデータソースにデータを追加できるように改修するとともに、データ追加の手順についてマニュアルを作成すること。

なお、現在公開している Tableau ダッシュボードについて、県・市町・DMO

等の活用を想定した際、Tableau ダッシュボードの表示の変更が必要と判断する場合は、提案すること。

※公開中の「観光レクリエーション入込客数推計書」の Tableau ダッシュボードについては、県から提供可能であるが、データソースについては Tableau Prep Builder を用いて作成していることから、Tableau Prep Builder に接続するためのデータのみ提供することとする。

(2) Tableau スキル向上のための支援業務

① Tableau のツール操作支援業務

契約の期間中において、職員が Tableau ダッシュボードの更新作業等を行う際、Tableau のツール全般の操作支援を行う体制を構築すること。支援の方法は web 会議や、電話による問合せ対応等を想定している。

② Tableau についての研修実施業務

Tableau を使用する職員及び、今後 Tableau の活用を検討している市町・DMO 等を対象に(最大20名程度)、3月中旬までに以下内容についての研修会を1回以上開催すること。なお、研修時間は1時間30分程度を目安とし、開催方法はオンラインを想定する。

- ・Tableau ツールを用いてできるデータ分析について
- ・Tableau ツールの操作方法
- ・簡易的なダッシュボードの作成

(3) その他

業務の実施・提案にあたっては、下記について留意すること。

- ①本県は、Tableau Creator ライセンスを既に有していることから、ライセンス取得費用については考慮しなくてもよいものとする。
- ②データソースの作成に Tableau Prep Builder を用いる場合は、Tableau Prep Builder におけるフローをステップごとに簡単にまとめ、職員にレクチャーすること。
- ③ダッシュボード更新の内製化の手法において、Tableau Prep Builder を含む各種ツールを用いる場合、県の環境において動作確認を行うとともに、ツールの動作等に不具合があった場合は速やかに対応することとし、エラーの解除ができない場合は、代替手法を提案すること。なお、上記にかかる費用に関しては、すべて委託金額の中に含めること。

4 納入成果物

ダッシュボードを作成する業務においては、ワークブック(.twbx)及びデータソース(Excel)に加えて、Tableau ダッシュボード更新にかかるマニュアルや必要書類等を提出すること。

5 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること。

- ①報告期限:令和7年3月26日(水)

②記載事項

- ア 委託業務名
- イ 契約金額
- ウ 契約日、契約期間
- エ 完成年月日
- オ 実施した業務概要
- カ その他、事業実施の説明に必要な書類

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約不適合を知った時から1年以内とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1)受注者が契約の履行にあたって、暴力団等排除要綱第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県観光部観光戦略課に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県観光部観光戦略課と協議を行うこと。

(2)契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

9 その他

(1)この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

(2)契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(3)本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定

する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとします。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとします。

- (4)受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従ってください。
- (5)県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (6)受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応してください。
- (7)業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従ってください。
- (8)事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。